

**【対象施設】**

Q1. 法人所在地は県外だが、宿泊施設の所在地が長崎県内であれば対象となるか？

A1. 対象となります。

Q2. 1つの法人が複数施設を持っていた場合は？

A2. 旅館業法上の許可の単位で判断することとなりますので、複数施設で許可がある場合、施設毎の申請が可能です。

Q3. 旅館業営業許可証の住所や宿名が古いままであるが、このまま提出してよいか？

A3. 旅館業営業許可証に記載されている宿泊施設の名称や住所等の情報が現在のものと相違している場合は、保健所で記載内容の変更手続きを行うか、同一施設であることを公的に証明できる書類（変更受理書等の保健所押印のある文書など）を添付してください。

**【対象事業】**

Q4. いつ実施した事業にかかる経費が補助対象となるのか？

A4. 原則、交付決定日以降に実施した事業にかかる経費が対象となります。

なお、事業計画書の受付開始日（第1回募集の場合 R4.7.8、第2回募集の場合 R4.11.4、第3回募集の場合 R5.5.1）から交付決定を受けるまでに発生した経費で、事前着手届を提出した経費については対象になりえます。

ただし、事業着手届を提出した場合においても、交付決定が確約されるものではありませんので、事業主体の責任によって実施いただくこととなります。

※「第1回募集」…R4.7.8～R4.8.1での募集

「第2回募集」…R4.11.4～R4.12.23での募集

「第3回募集」…R5.5.1～R5.5.26での募集

Q5. 事業はいつまでに終了（支払いを含む）すればよいのか？

A5. 第1回募集の場合 R5.1.31まで、第2回募集の場合 R5.2.28まで、第3回募集の場合 R5.12.28までに事業が完了し（商品の納品、工事完了等）かつ支払いも完了していること及び県への実績報告書の提出が必要です。

Q6. 対象事業となる事業の下限額はあるのか？

A6. 本事業では、下限額は定めていません。

Q7. 省力化が見込まれる設備の導入も対象となるか？

A7. 省力化については、システムの導入を伴うものを対象としており、設備のみの導入による省力化の取組みは対象外となります。

**【対象経費】**

Q8. 補助対象経費は税込か？

A8. 税抜きです。消費税及び地方消費税は含みません。

Q9. 省エネ設備の導入等とはこういったものを対象とするのか？

A9. 高性能ボイラーや省エネ型の換気・空調設備など導入による光熱水費の削減等を通じて、宿泊事業者の経営改善に資する取組みを対象とします。

Q10. 省エネ・省力化につながるシステムの導入とはこういったものを対象とするのか？

A10. エネルギーマネジメントシステムや自動チェックインシステムなど導入による光熱水費や人件費の削減等を通じて、宿泊事業者の経営改善に資する取組みを対象とします。

Q11. 省エネ効果とはどのように確認するのか？

A11. 購入する製品のカタログに記載の数値やメーカーに確認した数値などを用いて、省エネの効果が明らかであることを確認し、その内容を事業計画書に記載してください。

Q12. 備品や消耗品も対象となるか？

A12. 本事業では、事業を行うために必要な物品で、継続して1年以上使用できるものの購入などに要する経費を対象とします。

Q13. 備品購入や改修工事等を自社発注してよいか？

A13. 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達・施工等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費となります。

Q14. 設備導入に伴い発生する既存設備の撤去費や内装工事費も対象になるか？

## 長崎県宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金\_Q&A

A14. 設備の導入に必要となる撤去費や内装工事費は対象になり得ます。

Q15. 月額費用等のランニングコストは対象になるか？

A15. ランニングコストは対象になりません。

Q16. システムの運用に際し必要となる設備・備品も対象となるか？  
(例：タブレットなど)

A16. システムの運用に際し必要となる設備・備品については対象になり得ます。

Q17. 設備の導入に要する運送費も対象となるか？

A17. 設備の導入に要する費用として運送費（運搬料、宅配・郵送料等）も対象になり得ます。

Q18. 省エネに資する車両を購入する場合も対象になるか？

A18. 本事業においては、車両購入費は対象外となります。

### 【申請手続き】

Q19. 交付決定は先着順か？

A19. 先着順とはせず、申請内容を審査の上、評価が高い案件から順に採択案件を決定します。なお、採択案件の補助金額の合計が予算の範囲を超える場合は、上限額や補助率を調整する場合があります。  
補助上限に達しない場合は申請期間の延長または再募集をする場合があります。

Q20. どのような審査を行うのか？

A20. 本事業は省エネ設備等の導入により、宿泊施設の経営改善を図る取組みを支援するものであり、実施事業の必要性や効果、実現可能性などを総合的に審査し、採択の可否を決定します。

Q21. 過去の募集において、採択され交付決定を受けたが、補助上限に達していなかった。この場合、次の募集の際に追加で申請することは可能か？

A21. 過去の募集で補助上限に達していない施設については、補助上限の範囲内（補助上限額－過去の募集の交付決定額）で、次の募集の際に申請いただけます。ただし、採択の

可否は所定の審査を経て決定します。

Q22. 申請を行い、交付決定を受けたが、その後新たに購入したいものが出来た。当初の申請で補助上限に達していなかったが、1回の募集の中で、追加で申請してよいか？

A22. 当初の申請からの増額の変更申請や追加の申請は原則認められません。

Q23. 過去の募集で交付決定を受けたが補助上限に達していなかったため、追加で申請しようと思うが、変更承認申請を行ったらよいか。

A23. 変更承認申請ではなく、追加で実施する事業にかかる事業計画書等の資料を新たにご準備いただき、改めて申請ください。

Q24. 省エネ効果については数値で示す必要があるか？  
また、必要となる効果の目安（〇%以上の改善 等）はあるか。

A24. 必要となる効果の目安については特に定めていませんが、事業実施によりどれほどの効果が期待されるかは、審査のうえでも重要な要素となりますので、可能な限り数値でお示しください。

Q25. 申請にあたって、相見積もりは必ず必要か？

A25. 1件 100万円以上の支払いを要するものについては、原則相見積もりが必要です。ただし、事業の性質上、やむを得ず相見積もりを取ることができない場合は、その理由を記載した理由書（様式任意）を提出してください。

#### 【その他】

Q26. 補助金はいつもらえるのか？

A26. 原則、精算払であるため、事業実施完了（支払まで含む）後に支払を行います。ただし、補助金を活用しなければ事業に必要な支払が困難な場合については、次の場合に限って、概算払を認めることとしますので、交付申請の際にご相談ください。

（概算払を認める経費）

概算払請求日の前日までに支払った経費及び概算払い請求日の前日までに請求があった経費（金額が確定しているものに限り）

ただし、概算払ができるのは1回のみとします。